

さとうきび生産者の皆様へ

甘味資源作物（さとうきび）生産者の収入は、

- 取引価格（製糖工場から支払われる品代）による収入
- 経営安定対策（農畜産業振興機構から支払われる甘味資源作物交付金）による収入
の合計となります。（5ページ参照）



交付金を受けるには、一定の要件を満たし、制度に加入するための「要件審査申請」の手続が必要です。（3ページ参照）

交付金の対象者要件は次のとおりです

A-1

認定農業者、認定新規就農者、特定農業法人、特定農業団体
又はこれと同様の要件を満たす組織

A-2

収穫面積(*1)の合計が1.0ha以上である生産者（法人を含む）
収穫面積(*1)の合計が4.5ha以上である協業組織(*2)

A-3

いずれかの基幹作業(*3)面積の合計が4.5ha以上である共同利用組
織(*2)の構成員及び組合員(*4)

A-4

A-1(*5)・A-2の生産者又はいずれかの基幹作業面積が4.5ha以上で
ある受託組織・サービス事業体に基幹作業(*3)を委託している者(*4)

*1 収穫面積とは、「作付面積（収穫部分に限る。）」と「収穫作業の受託面積」の合計から「収穫作業の委託面積」を引いた面積となります。

※収穫面積には、交付金の対象以外のさとうきび（交付金対象となるさとうきびと同時に収穫されるものに限る。）の面積を含めることができます。

*2 さとうきびの基幹作業に係る管理者（オペレーター）を定める組織に限ります。
（受託組織・サービス事業体については、法人でない団体のみ必要になります。）

*3 基幹作業とは、「耕起・整地」「株出管理」「植付け」「防除」「中耕培土」「収穫」のうち、いずれか1作業です。

*4 共同利用又は委託に供した実面積（6つの基幹作業の合計のうち最も実面積が大きい基幹作業に係るもの）が当該対象生産者の作付面積（収穫部分に限る。）の1/2以上であること。

*5 さとうきびを作付していない認定農業者等に委託しても交付金の対象になります。

上記に加え、次の項目も要件となります。

- 地域の生産者等の組織において、中期的な生産見通しとその実現に向けた取組計画を作成していること
- 環境規範を遵守すること

A-3・A-4 基幹作業の共同利用面積及び委託面積要件の考え方

【ある生産者のほ場のケース】

ほ場A 面積25a

「株出管理」「収穫」を委託

ほ場C 面積30a

「収穫」を委託

ほ場B 面積10a

基幹作業の委託なし

ほ場D 面積15a

「耕起・整地」「防除」を委託



*****これらを申請書に記入すると、このようになります。*****

地名・地番	作付面積	基幹作業の共同利用又は委託を行った実面積					
		耕起・整地	株出管理	植付け	防除	中耕培土	収穫
ほ場A	25a		15a				25a
ほ場B	10a						
ほ場C	30a						30a
ほ場D	15a	5a			10a		
合計	80a	5a	15a		10a		55a

分母

分子

基幹作業の共同利用又は委託を行った面積の合計

作付面積の合計

6つの基幹作業の合計のうち、最も実面積が大きい基幹作業の割合を確認。

$$\frac{55a}{80a} = 69\% > 1/2$$

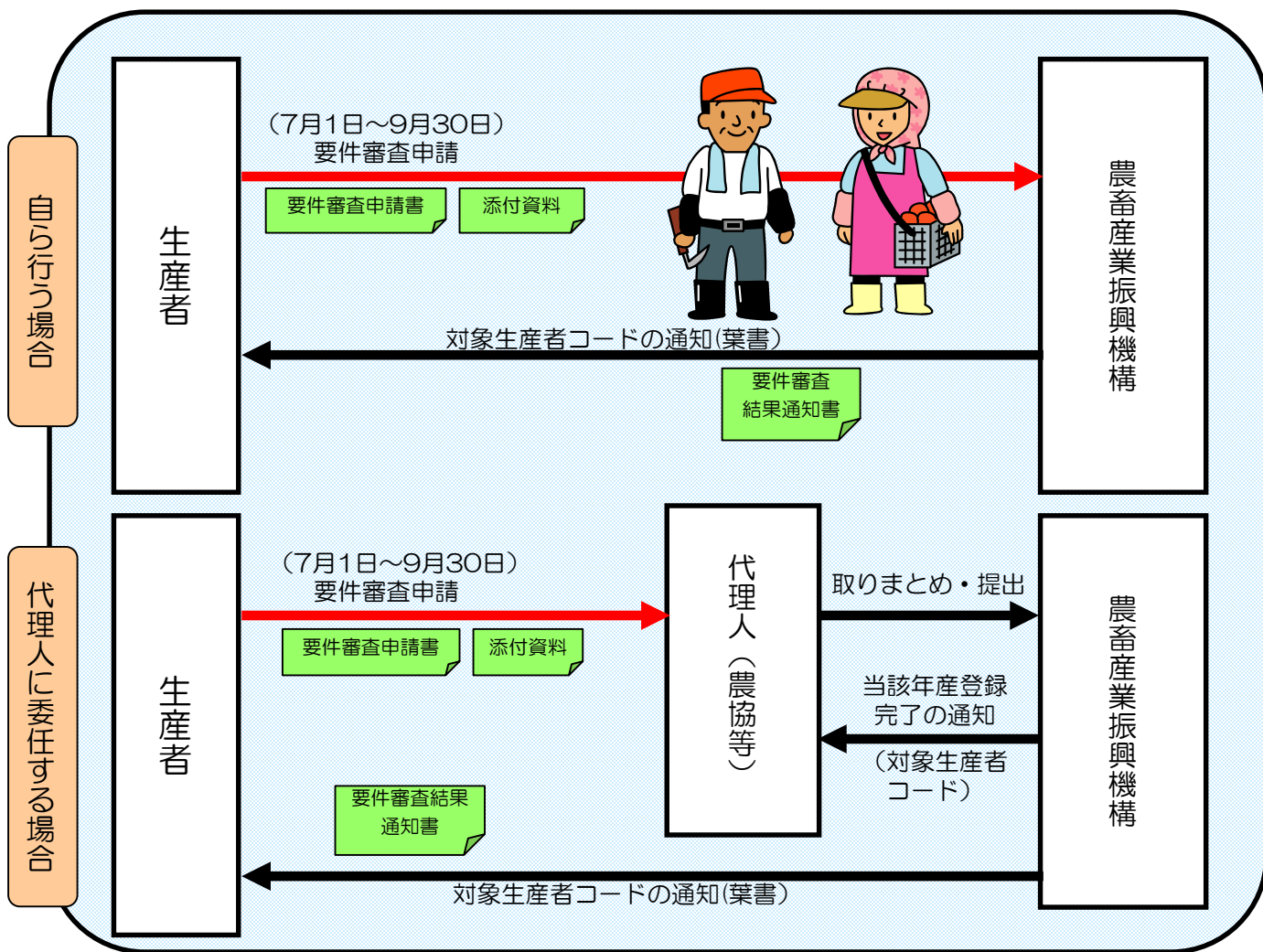
上記の計算方法により、共同利用面積の割合または委託面積の割合が収穫面積の1/2以上であれば要件を満たすことができます。



交付金の交付を受けるためには2種類の手続が必要です

要件審査申請手続

- 毎年、7月1日から9月30日の間に、農畜産業振興機構に対して要件審査申請を行います。この申請手続により、さとうきびの売渡し後に行う交付金交付申請に必要な「対象生産者コード」を取得します。
- 過年度に、すでに「対象生産者コード」をお持ちの方であっても、毎年度、手続が必要です。（同じコードを引き継ぐことになります。）
- 生産者からの委任により、農協等が代理人となって要件審査申請のとりまとめを行うことができます。



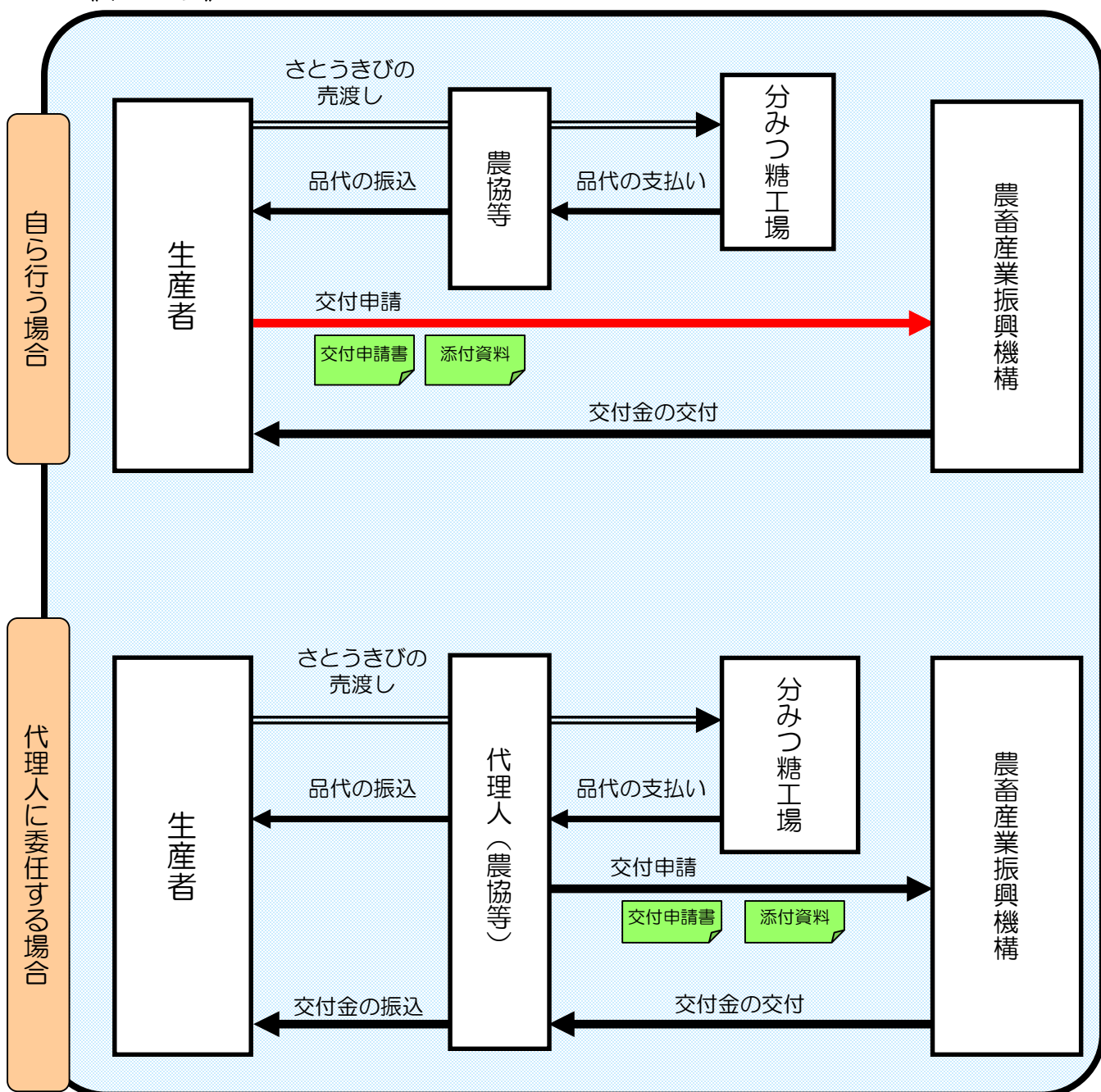
要件審査申請の前に行っておくこと

- 基幹作業を共同利用により行う場合 ➡ 防除を行う組織は防除計画の作成
- 基幹作業を受委託する場合 ➡ 作業委託申込又は作業受委託契約の締結（申込書・契約書の保管）

交付金交付申請手続

- さとうきびの売渡し後3ヶ月以内に交付金の交付申請を行います。
- 収穫期間中に交付金の交付を受ける場合は、一定期間ごとの売渡し実績に基づき交付申請を行い、概算払請求を行います。機構は、交付金額のうち9割相当額の概算払いを行います。
- 地域におけるさとうきびの売渡し終了後、精算払請求を行い、機構は交付金の対象要件を満たしていることを確認し、残り1割相当額の精算払いを行います。
- 生産者からの委託により、農協等が代理人となって交付申請や交付金の受領などを行うことができます。

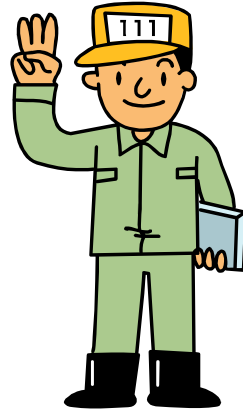
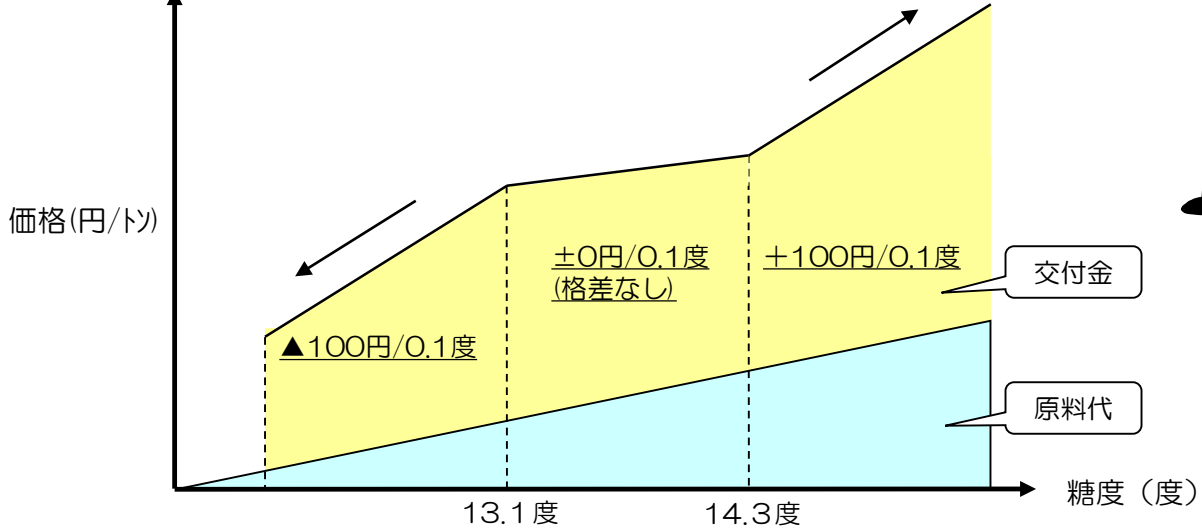
《イメージ》



甘味資源作物（さとうきび）における収入イメージ

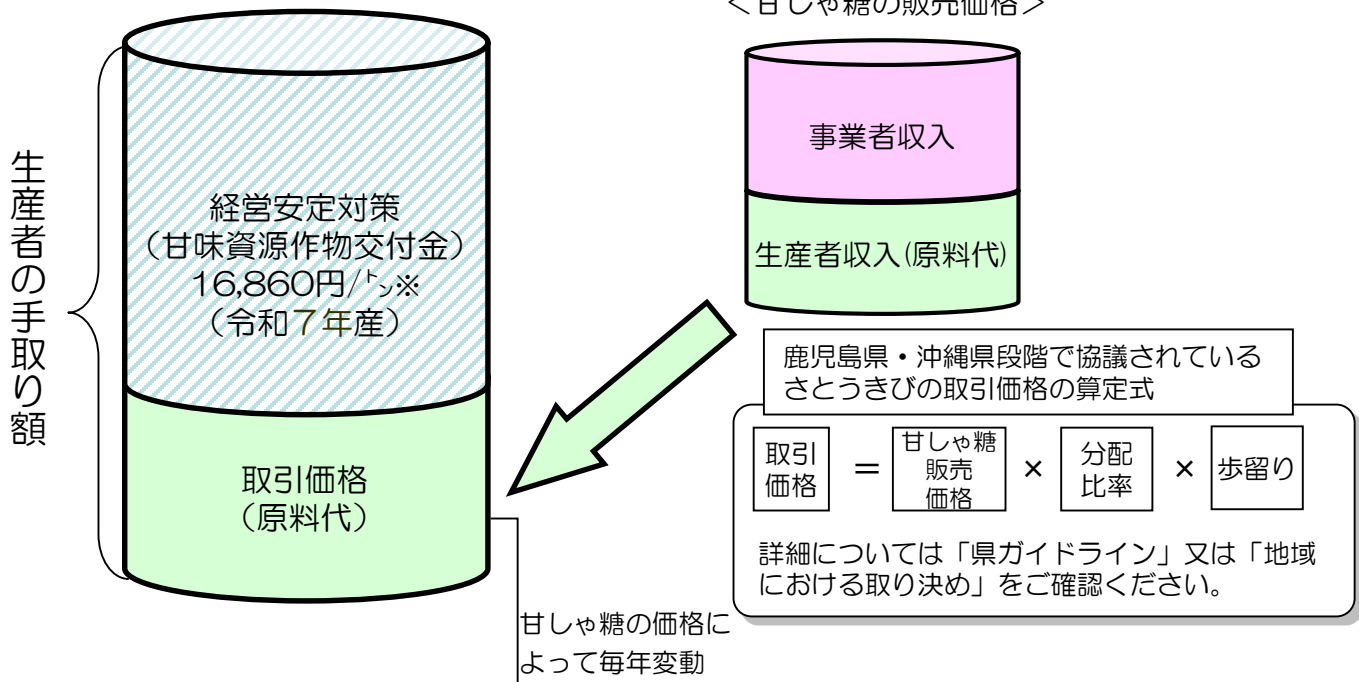
●甘味資源作物交付金の単価及び品質格差

交付金単価は、基準糖度帯（13.1度～14.3度）において16,860円/トン※（令和7年産）とされ、0.1度上回る又は下回るごとに±100円の品質格差が設定されています。



● さとうきびの収入

さとうきびの糖度が基準糖度帯の場合



※交付金単価は消費税の免税事業者に対する金額。消費税の課税事業者にとっては16,010円/トン

お問い合わせ先

(独) 農畜産業振興機構 特産運営部 特産原料課 TEL 03-3583-8960
鹿兒島事務所 TEL 099-226-4731
那覇事務所 TEL 098-866-1033